

第14条（教示）

（教示）

第十四条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

1 本条の概要

本条は、誤って処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対して通報がされた場合に、当該行政機関が通報者に正しい行政機関を教示する義務を規定するものである。

2 本条の趣旨

行政機関に対する公益通報については、法第3条第2号及び第6条第2号において、通報対象事実について権限を有する行政機関に対する公益通報を保護することとされている。

通報対象事実について、どの行政機関がどのような権限を有するかは、各法令や行政機関設置法令などの規定によって定まっており、通報先となる権限を有する行政機関は、これらの各法令の規定によって定まることとなる。

しかし、公益通報をしようとする者が通報対象事実について権限を有する行政機関を正確に把握できるとは限らないことから、場合によっては、通報が、処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してなされ、法第3条第2号及び第6条第2号の「公益通報」に適合しないという不都合が生じることとなる。本条は、こうした通報者に生じる不都合を解消することにより、通報者に対する便宜を図るとともに、権限を有する行政機関へ通報がなされるよう誘導することを通じて、公益通報を端緒とした、権限を有する行政機関による監視・是正機能が一層拡充されるよう、適切な通報先である権限を有する行政機関を教示することを義務付けるものである。

なお、誤って処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に通報がされた場合には、当該行政機関が権限を有する行政機関に回付するという方式もあり得るが、権限を有する行政機関が通報者から直接通報を受け付けることが、通報後の調査・是正を円滑に行うためにも適当であると考えられることから、本条に定めるとおり、通報者に教示する方式とされたものである。